

様式(細則 5-2)

令和 5 年 2 月 10 日

浜田市議会議長 笹 田 卓 様

議員名 芦 谷 英 夫

### 調査研究活動報告書

下記のとおり調査研究のため (視察・研修) を (実施・受講) したので、その結果を報告します。

記

- 1、期日 令和 5 年 2 月 3 日 (金)
- 2、研修内容 みんなで考えよう「議員定数と議員報酬」講演会
- 3、研修先 美郷町 (みさと館)
- 4、調査経費 交通費 (ガソリン代) 1,760 円  
(高速代) 480 円
- 5、調査研究活動の概要 別紙のとおり



## みんなで考えよう「議員定数と議員報酬」講演会

令和5年2月10日

- 1 日 時 令和5年2月3日（金）13時30分～16時50分  
2 場 所 美郷町（みさと館）  
3 演 題 議会改革と議員定数・報酬等のあり方—「住民自治の根幹」としての議会の作動— 大正大学 社会共生学部 公共政策学科 教授 江藤俊昭

### 4 概 要

- ①これまでの議会改革は、前段として情報公開、議会中継、対面式議場、一問一答方式などが進められた。が、新型コロナで議会が機能しているかが試され、首長主導型民主主義で議会の影が薄く、議員のなり手不足、無投票当選のまん延、投票率の低下など、議会改革は進められたが新たな危機に至っている。
- ②地方自治法当初時（1947年）は人口2千人以上5千人未満の町村では議員16人とされていた、その根拠は政治や行政へのルートは議員のみで、いわば集落から議員1人の時代で、時代は下り市町村合併により議員6万人から3万3千人に減っても民主主義の危機と誰も言わない、現実がある。
- ③議員定数と報酬を考えるのに意識すべき7つの原則がある。①議会として方針を持つ、②定数と報酬とは別問題、③行政改革と議会改革とは別問題、④将来の次代の議会がよくなるようにする、⑤定数減、報酬減の場合はそれに代わる対策が必要、⑥増やしても減らしても市民にしっかり説明する、⑦決定を選挙の半年前にするなど「後出しジャンケン」はいけない。
- ④定数、報酬を考える場合3つの留意点がある、①議決責任との自覚とコミュニケーション能力、②議員の身分は特別職とされているが、非常勤とも常勤とも規定されておらず法律上の整理が必要である、③報酬だけでなく手当等、政務活動費、議会事務局や図書室の充実強化などと総合的に考える必要がある。
- ⑤議員定数のもととなるのは多様な住民参加、行政改革を根拠とする定数減は行政の論理であり、多様な討議空間が重要となり、委員会主義から1委員会7～8人（町村では6人）で、これに委員会数をかけ議員定数となる。
- ⑥住民自治の根幹としての議会の作動が始まり、議会改革の本丸へ進むことになり、これは地方政治の台頭、議会役割の向上につながり、閉鎖的ではなく住民と歩む議会、質問の場だけなく議員間討議を重視する議会、追認機関ではなく首長と政策競争する議会など新たな議会の現出が求められる。
- ⑦議会から新しい政策サイクルが生まれており、決議などによる首長等への縛り（三重県議会）、住民を起点にした政策開発、住民との意見交換会の意見をもとにした施策提言（会津若松市議会）、まちづくり委員会との協働、住民との意見交換会の意見をもとにした政策提言、議会による行政評価から決算審議、予算要望、予算審議への発展（飯田市議会）、などの例がある。

### 5 所 感

- ①浜田市は議員定数5市町村で76人であったものが、合併時36人とされ、平成21年28人、同25年24人、令和3年22人と推移しており、旧市町村域と市域の広さ、委員会定数と委員会数により検討する必要があり、浜田市の持つ特性、議会のあるべき姿を想像し議論すべきである。

- ② 議員報酬は合併協定から一律2万円カットし、議長43万円、副議長36万円、議員33万円として設定し、平成18年度期末手当役職加算100分の40から15に改定、23年政務調査費を7万円から10万円に改定、27年度報酬議長45万円、副議長38万円、議員35万円、令和2年度委員長15,000円、副委員長7,500円の正副委員長加算創設へと推移しており、これらのあり様も含め検討する必要がある。
- ③ 議員定数と議員報酬のあり方を検討するにあたって、議会改革によって住民自治をいかにつくるか、議会で首長の政策の追認ではなく、議会が市長と政策競争をすることが重要であり、現実は投票率が下がり続け、市政への参画、市政への関心が薄くなっているとみるとみることができ、議会のあり方、健全な運営について改革を進めるべきである。
- ④ 議会と市政の対極にある「協働のまちづくり推進」を進める必要があるが、現状は地域活動に住民の参加が少ない、自治会へ加入しない住民がある、市政への関心が低いなどの現実があり、地域で行う市の事業、住民に密接な行政サービスなどに住民が直接参加できる、そのあり方に住民が直接注文をつけられる、いわば市政への住民参加、地域参加、住民が主役となるような市政運営が必要であり、強調される「公助」「共助」「自助」のあり方、相互乗り入れなど模索すべきである。



—以上—